

京都教育大学附属京都小中学校 部活動運営方針

1. 部活動の目的

- 興味や関心に応じて、生徒の自主的、自発的な活動を通して、個性を伸ばし、心身の健全な育成と社会性や人間性を育てる。
- 一つの目標に向かって仲間と協力する中で、自らの役割を果たしつつ、責任ある個人としてふさわしい資質を育てる。
- 顧問と部員、部員相互等、多様な人々と協働しながら好ましい人間関係を育てる。

2. 位置づけ

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により学校教育活動の一環として行われるものである。

3. 運営規定

(1) 活動時間

- ① 学期中の公式大会等参加の日を除く1日の活動時間は、長くとも、平日では2時間、学校の休業日（土曜日・日曜日・祝日・代休日等の休日）では3時間とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ② 長期休業中の公式大会等参加の日を除く1日の活動時間は、平日・休日を問わず、長くとも3時間とし、平常活動は午前・午後にもたがらない。
 - * 公式大会等参加とは、中学校体育連盟または各競技団体が主催する大会、および吹奏楽連盟等が主催するコンクール等に限る。

(2) 活動時期及び時間等

- ① 学期中年間 16:50 まで（完全下校 17:00）
- ② 長期休業中 9:00～16:20 の間（完全下校 16:30）* 平常活動は午前・午後にもたがらない。
 - * 学期中、始業前の時間帯に生徒の自主的な活動を行う場合は、疲労による授業への影響がないよう注意するとともに、生徒の安全や健康、教員の負担等についても十分配慮すること。なお、休養日には、始業前の時間帯の生徒の自主的な活動も行わないこと。

(3) 休養日

- ① 学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設けるものとし、月曜日から金曜日の間に1日以上、土曜日または日曜日に1日以上とする。ただし、公式大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中は週当たり3日以上以上の休養日を設けるものとし、土曜日・日曜日と、他の曜日の1日以上を休養日とする。ただし、公式大会等により、休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中においては、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、活動日数に十分配慮する。本校が定める教員業務休止期間は、公式大会等参加日のやむを得ない場合を除き、いかなる活動も設定しない。

(4) 活動休止

下記の期間等においては、原則として活動を休止する。

- ① 定期考査の1週間前から考査終了日までの期間（ただし、公式大会等1週間前は除くが、平日に1日以上以上の休養日を設定する。）
- ② 長期休業中（夏季・冬季）の学校閉鎖期間、および本校が定める教員業務休止期間
- ③ 春季休業中の教職員離任式当日から新年度始業日までの期間
- ④ 学校行事、学校体制、気象条件等により、活動困難と判断した日

(5) 活動計画

各部ごとに年間及び各月ごとの活動計画を作成し、翌月分を毎月末までに、顧問から保護者に配布する。